

宅建ニュース

# Takken News



国内最大の不動産ネットワーク  
**宅建協会**

No.178  
2020秋



「甌島の甌大橋」(薩摩川内市)

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会

## 表紙写真



### 「甌島の甌大橋」(薩摩川内市)

甌島は、川内川河口(鹿児島県本土)から西方約30kmの東シナ海上に位置する、人口約4,000人の島群です。上甌島、中甌島、下甌島の有人3島と多数の無人島から構成されており、総面積は約120km<sup>2</sup>に及びます。

島名の由来は諸説ありますが、上甌島と中甌島の間にそびえる巨石の形が、古代の蒸し器「こしき」に似ていることから付けられたようです。

これまで、3島間を行き来する手段は航路しかなく、陸路で「甌がひとつ」になることは島民の長年の悲願でした。島間架橋の建設が進められた結果、平成5年に「甌大明神橋」と「鹿の子大橋」が開通して上甌島と中甌島が繋がり、残された下甌島も、今回の「甌大橋」の完成により一つに結ばれ、ついに「甌はひとつ」が実現しました。



中甌島側から望む甌大橋。  
晴天時は青い海と空を背景に海上ドライブが楽しめる。



元・薩摩川内市地域おこし協力隊の純浦彩さんが  
原型を手掛けた、欄干のウミネコ像。

今回開通した「甌大橋」は、中甌島と下甌島を繋ぐ、全長1,533mの架橋で、現時点では鹿児島県内最長となります。橋の建設については、約30年前、旧4村(里村・上甌村・下甌村・鹿島村)時代から幾多の要望を重ね、市町村合併を経て平成18年度に事業化されました。その後、平成23年度には本体工事に着工し、9年後の令和2年8月29日に開通の運びとなりました。総事業費は約230億円(工区総事業費は320億円)で、「甌大橋」の名称は、薩摩川内市が公募し、鹿児島県が決定したものです。

国立公園にも指定されている美しい海や雄大な景色といった従来の魅力に加え、時間や天候に左右されることなく、島間の自由な往来ができるようになった甌島。橋の開通は、「新しい甌島」のスタートを予感させ、甌島の更なる発展を期待させてくれます。

写真提供：薩摩川内市

## CONTENTS

ハトサポリニューアル、研修動画紹介	3	敬老お祝い特集	10~11
重要事項説明に水害ハザードマップに 関する項目を追加	4~5	会員統計情報	11
税情報「土地や建物を売ったとき」	6~7	支部だより	12~18
「低未利用土地等の譲渡に係る 100万円特別控除」	8	主な会務報告	18
お知らせ、ホームページ情報	9	新入会員、退会会員、各種お知らせ	19

# 会員業務支援サイト「ハトサポ」をリニューアル

全宅連は、8月19日に会員業務支援サイト「ハトサポ」をリニューアルし、新ハトサポをリリースしました。

新ハトサポでは、デザインが一新された他、「ハトマークWeb書式作成システム」や「特約・容認事項文例集」（東京都宅建協同組合提供）、「法令改正情報」の検索性向上等の新たなコンテンツの提供を開始しました。

また、9月15日に一般向けサイトのデザイン等も一新しています。



## 研修動画の紹介

全宅保証と不動産流通推進センターの研修動画（Web研修）を紹介します。

宅建協会では、県内で新型コロナウイルス感染者が発生して以来、感染リスクを避けるため、研修会やブロック会などの開催が難しい状況が続いています。そこで、本年度の宅建協会主催研修会は、全宅保証のWeb研修動画を活用した研修を行います。詳しくは、研修案内及び研修資料をお送り致しますので、ご確認ください。

### 1. (公社)全国宅地建物取引業保証協会 Web研修

上記「ハトサポ」のコーナーには、以前から全宅保証が行っている「Web研修」があります。

「不動産実務セミナー 2019 特設ページ」は、「民法（債権法）改正にともなう不動産取引実務上の留意点」など、「トピックス シンポジウム等」は、「国土交通省 低未利用地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の100万円控除について」などの研修動画が視聴できます。



### 2. (公財)不動産流通推進センター 研修動画サイト The Library(ザ・ライブラリー)

(公財)不動産流通推進センターは、不動産業界で働く方に向けて40年にわたり講習事業を行っています。不動産業界の皆様へ視聴していただきたい選りすぐりの講義動画を数多く提供するため研修動画サイト「ザ・ライブラリー」を8月25日からオープンし、14本の動画を公開しました。研修動画には、無料動画と有料動画があり、毎月5～10本の動画公開を予定しています。



※フォローアップカレッジ 2020 会員の皆様へ

ザ・ライブラリー掲載の動画は、カレッジ会員向けの動画と重複していますので、ご注意ください。

## 重要事項説明に水害ハザードマップに関する項目を追加

今年8月28日から重要事項説明に「水防法の規定による図面における取引対象の宅地又は建物の所在地」が追加されました。

売買・交換・貸借の対象である宅地又は建物が水防法に基づき作成された水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップ上のどこに所在するかについて、**取引の対象となる宅地又は建物の位置を含む水害ハザードマップを、洪水・雨水出水（内水）・高潮のそれぞれについて提示し、当該宅地又は建物の概ねの位置を示すことにより説明します。**

### 重要事項説明書

水防法の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における  
当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	<input type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	雨水出水（内水）	<input type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	高潮	<input type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地については別紙のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。					

本説明義務における水害ハザードマップは、取引の対象となる宅地又は建物が存する市町村等が配布する印刷物又は当該市町村等のホームページ等に掲載されたものを印刷したものであって、当該市町村等のホームページ等を確認し入手可能な最新のものを用います。

取引の対象となる宅地又は建物の所在地を含む水害ハザードマップがあり、その位置が浸水想定区域の外にある場合も、水害ハザードマップにおける位置を示さなければなりません。

### 【記載例1】 水害ハザードマップが作成されている場合

水害ハザードマップの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市洪水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市内水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	高潮	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市高潮ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地については別紙のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。					

### 【記載例2】 水害ハザードマップ上において、対象となる宅地建物の所在地が浸水想定区域に指定されていない場合

水害ハザードマップの有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市洪水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市内水ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
	高潮	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：〇〇市高潮ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 無	（照会先：	）
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地については別紙のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 <b>本物件は別紙の水害ハザードマップによる浸水想定区域には指定されておりませんが、指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。</b>					

※記載例1・記載例2の場合、該当する水害ハザードマップを添付して説明します。

洪水・雨水・高潮それぞれのハザードマップを当該市町村に照会し、取引の対象となる宅地又は建物の位置を含む水害ハザードマップが作成されていない、又は印刷物の配布若しくはホームページ等への掲載等をしていないことが確認された場合は、提示すべき水害ハザードマップが存しない旨の説明を行う必要があります。

**【記載例 3】 水害ハザードマップが作成されていない場合**

水害ハザードマップの有無	洪水 <input type="checkbox"/> 有 図面名称： 雨水出水（内水） <input type="checkbox"/> 有 図面名称： 高潮 <input type="checkbox"/> 有 図面名称：	<input checked="" type="checkbox"/> 無（照会先：〇〇市役所〇〇課） <input checked="" type="checkbox"/> 無（照会先：〇〇市役所〇〇課） <input checked="" type="checkbox"/> 無（照会先：〇〇市役所〇〇課）
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	□該当する図面（ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地については別紙のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 〇〇市においては、水防法に基づく水害ハザードマップは作成されておりません。	

**ハザードマップポータルサイト**

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

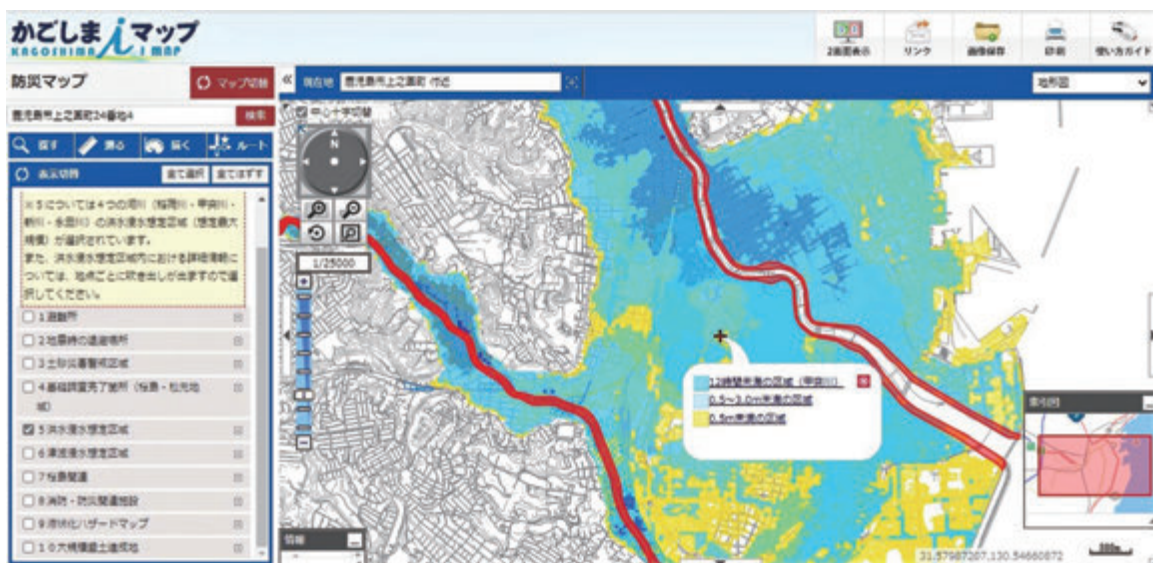
国土交通省において、各市町村が作成したハザードマップへリンクし、地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できるサイト（ハザードマップポータルサイト）を作成しています。

「ハザードマップポータルサイト」で検索してください。

こちらのサイトで確認できない場合には、各市町村にお問い合わせください。



鹿児島市の場合、「かごしま i マップ」で、河川（稲荷川・甲突川・新川・永田川）の洪水浸水想定区域（想定最大規模）を調べることができます。下記マップは宅建協会（+印）周辺の洪水浸水想定区域マップです。



この「かごしま i マップ」では、「土砂災害警戒区域」や「津波浸水想定区域」なども調べることができます。

11月11日～11月17日は『税を考える週間』です。

(国税庁ホームページより)

# 土地や建物を売ったとき



土地や建物を売ったら、税金はどのように計算するの？



## 土地や建物の譲渡所得に対する税金

土地や建物の譲渡所得に対する税金は、他の所得と区分して計算します。長期譲渡所得か短期譲渡所得かによって、適用する税率が異なります。

- 土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といって給与所得などの他の所得と区分して計算します。ただし、確定申告の手続は、他の所得と一緒にすることになります。
- 売った土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。
- 分離課税の譲渡所得の課税対象には、土地のほか、借地権や耕作権など土地の上に存する権利を含みます。また、海外に所在する土地や建物も含みます。

### 課税譲渡所得金額の計算

- 課税譲渡所得金額は、次の算式により計算します。
- 次の算式で計算した結果、損失が生じて、土地や建物の譲渡所得以外の所得との損益通算はできません。ただし、マイホームを売ったときは、損失を控除できる特例があります。



### ◎課税譲渡所得金額の計算方法

譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額(一定の場合) = 課税譲渡所得金額

譲渡価額	取得費	売った土地や建物を買い入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額を控除します。)や仲介手数料などの合計額です。 実際の取得費の金額が譲渡価額の5%に満たない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができます。
	譲渡費用	①仲介手数料、②測量費など土地や建物を売るために直接要した費用、③貸家の売却に際して支払った立退料、④建物を取り壊して土地を売ったときの取壊し費用などです。
	特別控除額	収用などのとき:最高5,000万円 自分の住んでいる家屋と土地を売ったとき:最高3,000万円 など
<b>課 税 譲 渡 所 得 金 額</b>		

### 税額の計算

- 課税譲渡所得金額に税率を掛けて税額を計算します。
- 税率は、「長期譲渡所得」になるか、「短期譲渡所得」になるかによって、右の表のように異なります。
- 土地や建物を売った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超える場合は「長期譲渡所得」に、5年以下の場合は「短期譲渡所得」になります。
- 例えば、令和2年中に売った場合は、その土地や建物の取得が平成26年12月31日以前であれば「長期譲渡所得」に、平成27年1月1日以後であれば「短期譲渡所得」になります。

### ◇税率

区 分	所得税	住民税
長期譲渡所得	15%	5%
短期譲渡所得	30%	9%

注1:マイホームを売ったときには、税率を軽減する特例があります。

注2:確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。



## マイホームを 売ったときは 何か特例があるの？

## 譲渡益や譲渡損失がある場合の特例

マイホームを売って譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。譲渡損失がある場合は、損益通算や繰越控除ができる特例があります。

- 自分が住んでいる家と敷地を売ったときや、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなってから3年後の12月31日までに売ったときなど、一定の要件を満たす場合には次の特例が受けられます。

注：(特定増改築等)住宅借入金等特別控除などについては、入居した年又はその年の前2年若しくは後3年(令和2年3月31日以前に家や敷地を売った場合は2年)以内に①①～③の特例を適用するときは、その適用を受けることはできません。

### ①マイホームを売って、譲渡益がある場合

#### ①3,000万円の特別控除の特例

長期譲渡所得又は短期譲渡所得のどちらに該当する場合でも、一定のものについては、課税譲渡所得金額を計算する上で最高3,000万円が控除されます。

$$\frac{\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})}{\text{譲渡所得}} - \frac{3,000\text{万円}}{\text{特別控除}(\ast)} = \text{課税譲渡所得金額}$$

※譲渡所得が3,000万円に満たない場合には、特別控除額は、譲渡所得の金額が限度となります。

#### ②軽減税率の特例

売った年の1月1日現在で、そのマイホームの所有期間が10年を超えている場合は、①3,000万円の特別控除の特例を適用した後の課税長期譲渡所得金額に対して、次のとおり軽減された税率で税額を計算することになります。

課税長期譲渡所得金額	所得税	住民税
6,000万円までの部分	10%	4%
6,000万円を超える部分	15%	5%

注：確定申告の際には、所得税と併せて基準所得税額(所得税額から、所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の金額)に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税を申告・納付することになります。

#### ③買換え(交換)の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間にマイホームの買換え(交換)をした場合は、譲渡価額が1億円以下、売った年の1月1日現在で所有期間10年超、居住期間10年以上などの、一定の要件に該当する場合には、その譲渡益の課税を繰り延べる特例が受けられます。

ただし、上記①3,000万円の特別控除の特例又は②軽減税率の特例とは、選択適用となります。

- これらの特例を受ける場合は、一定の書類(※)を添付した確定申告書を提出する必要があります。

※下表の「特例の適用を受けるために必要な書類」参照

- さらに②①又は②の特例の適用を受ける場合には、確定申告書を申告期限内に提出し、かつ、その後の年も連続して確定申告書を提出する必要があります。

### ②マイホームを売って、譲渡損失が生じた場合

- 売った年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるマイホームの譲渡損失が生じた場合には、次の①又は②により、その譲渡損失の金額をその年の他の所得と損益通算することができます。

- その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円を超える年分を除きます。)の所得から繰越控除することができます。

#### ①新たにマイホームを買い換える場合の特例

マイホームを売った年の前年から翌年までの3年の間に新たなマイホームを取得し、年末においてその新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高があるなどの、一定の要件に該当する場合には、売ったマイホームの譲渡損失の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

#### ②新たにマイホームを買い換えない場合の特例

マイホームの譲渡契約締結日の前日において住宅ローン残高があるマイホームを売ったなどの、一定の要件に該当する場合には、そのマイホームの譲渡損失(住宅ローン残高からマイホームの譲渡対価の額を控除した残額を限度とします。)の金額について損益通算及び繰越控除をすることができます。

#### 〈特例の適用要件〉

	①の特例	②の特例
売ったマイホームの所有期間	売った年の1月1日現在で5年を超えるもの	
住宅ローン残高	不要	必要
新しいマイホームの取得	必要	不要
住宅ローン残高	必要	不要
繰越控除をする年の合計所得金額	3,000万円以下であること	

### ◇特例の適用を受けるために必要な書類

必要な書類	上記の特例	②	③	①	②
売ったマイホームの	登記事項証明書(原本)	○	○	○	○
	売買契約書の写し		○		
	住宅借入金等の残高証明書(譲渡契約締結日の前日のもの)				○
取得したマイホームの	登記事項証明書(原本)		○	○	
	住宅借入金等の残高証明書			○	
	耐震基準適合証明書など(建築後25年を超える中古の建築物の場合)		○		

〈参考〉亡くなった人の住まいに係る3,000万円の特別控除の特例(平成28年4月1日から令和5年12月31日までの売却に限りです。)

- 亡くなった人が、相続開始の直前(一定の場合、老人ホーム等に入居する直前)に1人で住んでいた家とその敷地を相続した人が、相続開始の日から3年後の12月31日までにその家や敷地を売った場合で、一定の要件を満たすものについては、3,000万円の特別控除の特例を適用することができます。

その他の税情報についても、国税庁ホームページをご覧ください。

# 低未利用土地等の譲渡に係る 100 万円特別控除

## 1. 特例を受けるための要件

この特例は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に行う土地等の譲渡で、以下の要件を満たす場合に、当該個人の長期譲渡所得から100万円を控除するものです。

- (1) 譲渡した者が個人であること
- (2) 譲渡の年の1月1日において、その土地等の所有期間が5年を超えていること
- (3) 譲渡した土地等が以下の要件を満たすこと
  - ①都市計画区域内にあること
  - ②その土地等及び土地上の建物の譲渡価額の合計が500万円以下であること
  - ③その土地等が「低未利用土地等に該当すること」及び「買主が取得後に利用する意向があること」等について、市区町村長の確認がなされたものであること

※なお、以下の場合にはこの特例の適用はできません。

- ①特別の関係にある者（配偶者、親子、生計を一にする親族等）に譲渡した場合
- ②その土地等の譲渡について、他の控除制度の適用を受ける場合
- ③適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地から分筆された土地等の譲渡について、前年又は前々年にこの特例を受けていた場合 等

## 2. 低未利用土地等確認申請の添付書類のうち宅地建物取引業者が作成する書類

この特例の適用を受けようとする者は、市区町村において上記(3)の③の確認を受けたことを証する書類（以下「低未利用土地等確認書」という。）を確定申告書に添付することとなります。

低未利用土地等確認書の発行を受けるためには、当事者（売主）は市区町村に対して申請書を提出する必要があります。申請書に添付する書類のうち、次の書類は宅地建物取引業者が作成する書類です。なお、各書類の様式（下記「別記様式」）は市区町村にお問い合わせください。

### (1) 譲渡前に低未利用土地等であったことの確認（売主が書類を用意できない場合）

譲渡した土地等が譲渡前に低未利用土地等であったことについて、その確認に必要な書類を売主自身が用意できない場合は、宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する書類によって代えられることとしています。

宅地建物取引業者は、仲介した物件か否かに関わらず、売主からの添付書類作成の依頼に応じたときは、現地調査等を行った上で、当該物件が譲渡前に低未利用土地等であったことを確認した場合は、添付書類（別記様式①-2）に必要な事項を記入し、署名押印して売主に渡してください。

### (2) 譲渡後の買主の利用についての確認（宅地建物取引業者が仲介の場合）

宅地建物取引業者は、売買の仲介を行う土地等について、売主に対して本措置内容を説明の上、売主より本措置の利用意向が示された場合、売買契約時に、買主に対し、当該土地等の利用意向を確認した上で、添付書類（別記様式②-1）に利用用途の見込み、利用開始予定時期等を記入し、買主にも署名押印を求めてください。必要事項をすべて記入した後、宅地建物取引業者は、買主の個人情報保護のため、封をすること等により売主が内容を確認できないよう配慮した上で、売主に渡してください。

### (3) 譲渡後の買主の利用についての確認（売主が書類を用意できない場合）

(2)において買主の署名が得られない場合等、買主による取得後の利用意向を確認するための書類を売主が用意できない場合は、譲渡後に実際に利用されていることを宅地建物取引業者が証する書類によって代えられることとしています。

宅地建物取引業者は、仲介した物件か否かに関わらず、売主からの添付書類作成の依頼に応じたときは、現地調査等を行った上で、譲渡後の当該物件の利用が確認された場合は、添付書類（別記様式③）に必要な事項を記入、署名押印し、封をする等個人情報保護に配慮して売主に渡してください。



## 国土交通大臣表彰受賞

牧野幸男 常務理事が多年宅地建物取引業に精励するとともに協会役員として業界の発展に寄与されたことを認められ、国土交通大臣表彰を受賞されました。おめでとうございます。



牧野 幸男 常務理事  
(牧野ホームイング株 大隅支部)

## 令和3年経済センサス 活動調査を実施します！



- 令和3年6月1日現在で経済センサス-活動調査を実施します。
- 経済センサス-活動調査は、「統計法」という法律に基づいて実施する、報告義務のある基幹統計調査です。

本調査実施にあたり、支社等を有する企業の本社あてに、令和2年10月下旬から順次「企業構造の事前確認票」を郵送しますので、内容のご確認・ご回答よろしくをお願いいたします。

総務省・経済産業省

## 全宅連提携大学(明海大学不動産学部)企業推薦入試制度のお知らせ

### 募集概要

	A 日程	B 日程
願書受付期間 (全宅連必着)	2020年10月29日(木)～11月11日(水)	2021年2月22日(月)～3月3日(水)
試験日	2020年11月29日(日)	2021年3月18日(木)
合格発表	2020年12月3日(木)	2021年3月19日(金)

### 出願資格

明海大学不動産学部不動産学科を第一志望とし、次の①・②いずれかに該当する資格を有し、かつ③の要件を満たす者

- ①高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者及び2021年3月卒業(修了)見込みの者
- ②学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2021年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- ③全宅連傘下の都道府県宅建協会に所属している企業に勤務または就職希望で、かつ推薦を受けた者

### お問い合わせ及び入学試験要項請求先

明海大学 浦安キャンパス入試事務室  
〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目  
TEL 047-355-5116 (直)  
URL <https://www.meikai.ac.jp>

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号  
TEL 03-5821-8112 (直)  
URL <https://www.zentaku.or.jp>

## 協会ホームページ ニュース&トピックス情報

最近、協会ホームページのニュース&トピックスに掲載された情報は次のとおりです。詳細はホームページをご覧ください。



### 会員向け

- 【県不動産コンサルティング協会主催 第一回不動産コンサルティング研修会のご案内 (7月延期分)】
- 【免許申請書など県様式のダウンロードについて】
- 【水害ハザードマップに係る説明事項の追加に関する重要事項説明書の更新について】
- 【「ハトマークweb書式作成システム」をリリース】
- 【「web書式作成システム」使い方解説動画をアップしました】
- 【「鹿児島県からお知らせ」 新型コロナウイルス感染症防止対策実施宣言ステッカーのご案内】
- 【会員業務支援サイト「ハトサポ」をリリースしました】

### 一般向け

- 【犯罪収益移転防止法における本人確認書類について】
- 【生活保護制度における住宅扶助の代理納付に係る留意事項について】
- 【「住宅履歴情報(いえかるて)」の活用説明会のご案内】
- 【鹿児島市家賃支援金】
- 【県不動産コンサルティング協会主催 第一回不動産コンサルティング研修会のご案内 (7月延期分)】
- 【9月19日以降における催物の開催制限等について】
- 【「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について】